

高砂市学校業務改善プラン

令和2年1月

高砂市教育委員会

高砂市教職員の目指す姿

目指す姿

▷働き方を意識し、豊かな人生を送る。

▷ワーク・ライフ・バランス◁
教職員の元気が充実した教育活動の源

働き方改革

健康診断・ストレスチェック

業務改善



- 組織的な取組
- 個々の意識改革
- 地域・家庭との連携

生活改善



○食事

○運動

○休養

心のケア



○セルフケア

○ラインケア

○カウンセリング

子どもも教職員も元気な学校

1 プランの目的

目的

児童生徒と向き合う時間を確保することで、教育活動をさらに充実させるとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活を実現する。

社会情勢の変化は予想を超える速さで進み、教育をめぐる環境も複雑化、多様化しています。学校に求められる役割が増大するとともに、学校の業務も増加し、教職員の長時間労働が課題となっています。そして、教育活動の充実が求められる中、教職員が子どもと向き合うための時間や教材研究、授業の準備に費やす時間の確保が困難な状況が見られます。

このような実情を踏まえ、国においては、中央教育審議会の「学校における働き方改革に係る緊急提言（平成29年8月29日）」に基づいて出された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）（平成29年12月22日）」を受けて、文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日）」がまとめられました。さらに、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日）」が文部科学省によって制定されました。

また、兵庫県では、「教職員の勤務時間適正化推進プラン（平成29年4月）」「教職員の勤務時間適正化 先進事例集 GPH50（平成29年4月）」が公表され、学校、市町教育委員会、県教育委員会、関係団体が連携して、取り組むよう求めています。

本市においても、この課題の解決に向けて「業務改善推進会議」を設置し、学校からの意見も踏まえながら、議論を進めてきました。そしてこの度、教職員の働き方について改善策をまとめた本プランを策定しました。保護者や地域の皆様のご理解・ご支援もいただきながら、このプランを学校と教育委員会が一体となって実現し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上につなげていきます。また、教職員のワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活の実現に努めます。

2 取組の方向性

取組の方向性

- I 教職員が担うべき業務に専念できる環境の確保（人員体制の確保、業務改善）
- II 教職員の意識改革（タイムマネジメント、ワーク・ライフ・バランスの推進）
- III 部活動の適正化（「中学校における部活動指導指針（平成30年12月改訂）」に基づいた部活動運営による負担軽減）

勤務時間数の縮減に向けて目標時間数を設定し、それを実現するためには、人員体制の確保の他に、業務改善と教職員の意識改革を同時に進める必要があり、教育委員会と学校が連携し、環境整備に取り組みます。

I 教職員が担うべき業務に専念できる環境の確保

【人員体制の確保】

- 専門スタッフの活用促進及び配置
- コミュニティー・スクールの調査研究

【業務改善】

- 校務支援システム等の活用促進
- 学校に対する各種調査や会議出席依頼等の精選、見直し
- 給食会計の公会計化に向けた検討
- 学校ルールブックの作成・活用と文書や教材等の整理整頓

II 教職員の意識改革（タイムマネジメント、ワーク・ライフ・バランスの推進）

- 夏季休業中における学校閉庁日の実施等休暇取得促進
- 退勤目標時間、定時退勤日等の設定
- ICTを活用した出退勤時間の可視化による勤務時間の把握
- 会議・研修等の見直し、効率化
- 教職員のタイムマネジメント力の向上

III 部活動の適正化（「中学校における部活動指導指針（平成30年12月改訂）」に基づいた部活動運営による負担軽減）

- ノー部活デー、活動時間、活動内容の設定
- 部活動外部指導員の活用

3 具体的な取り組み

I 教職員が担うべき業務に専念できる環境の確保 (人員体制の確保、業務改善)

教職員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教職員以外の者が担うことができるものについては、児童生徒等の生命・安全に関わる業務であるか否かといった観点から役割分担を見直すなど、学校や教職員の業務の軽減を図ります。専門スタッフや外部人材等の確保により、学校の組織運営や指導体制を強化していきます。

また、ICTの活用による業務改善についても引き続き進めていきます。

【人員体制の確保】

① 専門スタッフの活用促進及び配置

複雑化・多様化している学校の課題を解決するためには、教職員だけでは困難であり、多様な専門性をもつスタッフの配置が必要です。本市では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ALT（外国語指導助手）、スクールアシスタント、介助員、不登校指導補助員、部活動外部指導員のスタッフを配置しています。また、適応指導教室には不登校問題等相談員、適応指導教室指導員を配置し、不登校児童生徒に対する指導・支援を学校等と連携して行う体制を整えています。令和元年度には、スクールソーシャルワーカーの配置を全中学校区に拡充させ、関係機関と連携した児童生徒や保護者へのよりの確な支援を行う体制も整えました。

これらのスタッフの適正配置を図りながら、それぞれの専門性に基づいた業務や校務を補助することにより、個に応じた指導・支援を行うとともに、教職員の負担軽減を図っていきます。

② コミュニティー・スクールの調査・研究

地域ボランティアとの連絡・調整により、教育活動はもとより学校の活動全般において協力を得ながら、学校運営体制の強化や教職員の負担軽減を図るための調査・研究を行います。

【業務改善】

① 校務支援システム等の活用促進

教職員1人1台の校務用パソコンを配備し、校内での情報共有が簡単にできるようにしています。また、出席簿や通知表、指導要録の作成、成績処理等の各種校務を行う校務支援システムの機能を活用し、セキュリティ対策に配慮しながら校務の効率化を図っていきます。

② 学校に対する各種調査や会議出席依頼等の精選、見直し

教育委員会独自の調査依頼については、必要性の精査を行います。また、実施が必要なものについても、内容や回数、方法等の見直しをできる限り行います。

各学期の始めと終わりの時期は繁忙期であるため、教職員を対象とする会議や研修をできる限り行わないようにします。また、夏季休業中の研修についても精査します。

また、教職員の超過勤務を縮減するため、教育委員会から学校への電話連絡や訪問は、できる限り定時内に行います。

③ 給食会計の公会計化に向けた検討

給食費の管理・未納対策等の業務負担軽減を図るため、給食会計の公会計化に向けた調査・研究を進めます。

④ 学校ルールブックの作成・活用と文書や教材等の整理整頓

学校ルールブックの作成・活用により、学校ルールや文書決裁、諸帳簿の管理、ICTの活用等を文書で確認できるように、説明・伝達する時間の縮減を図ります。

また、文書や図書、教材、物品等の配置場所の整理整頓を行い、必要なものをすぐに取り出せる職場環境づくりを進めます。

Ⅱ 教職員の意識改革 (タイムマネジメント、ワーク・ライフ・バランスの推進)

教職員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、教職員の在校時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改革を推進します。

① 夏季休業中における学校閉庁日の実施等休暇取得促進

教職員の休暇取得を促進するため、教職員に対して休暇制度の啓発を進めるとともに、休暇が取得しやすい夏季休業中には、学校閉庁日を設けます。

② 退勤目標時間、定時退勤日等の設定

「教職員一人一人の退勤目標時間」や「定時退勤日」「ノー部活デー」等の設定を行い、教職員の意識醸成を図ります。

③ ICTを活用した出退勤時間の可視化による勤務時間の把握

学校の業務改善を進めるためには、教職員の勤務時間を把握することが必要です。教職員の出退勤の状況については、兵庫県教育委員会作成のソフトを使い、これまでも校長は勤務時間を把握し、教職員の健康管理等に努めてきました。教育委員会としても学校を通して各校における勤務実態を把握し、業務改善の推進に活用していきます。

④ 会議・研修等の見直し、効率化

会議や研修について精査を行います。また、開催が必要なものについても、内容や回数、時間、開催時期等の見直しをできる限り行います。学校においては、全教職員に配備されている校務用パソコンを活用したペーパーレス会議や、会議資料の事前配布、終了時間の設定等により、効率的な会議運営に努めます。

⑤ 教職員のタイムマネジメント力の向上

教職員が日々の業務を進めるにあたっては、タイムマネジメントを常に意識し、効率的に業務をこなしていくことが超過勤務の縮減につながります。このため、教育委員会が行う研修等を通じて、教職員のタイムマネジメント力の向上を図っていきます。

Ⅲ 部活動の適正化 （「中学校における部活動指導指針（平成30年12月改訂）」に基づいた部活動運営による負担軽減）

「中学校における部活動指導指針（平成30年12月改訂）」に基づいた部活動運営により、教職員の負担軽減を図ります。

① ノー部活デー、活動時間、活動内容の設定

部活動を担当する教職員の負担軽減や生徒の心身の健康の確保を図るため、「中学校における部活動指導指針（平成30年12月改訂）」に基づき、ノー部活デー、放課後や休日の活動時間を設定します。また、練習内容の工夫や短時間での活動による適切な部活動を進めます。

② 部活動外部指導員の活用

地域人材等を活用し、各中学校に配置することで、教職員の部活動の負担軽減を図ります。

③ 部活動指導者研修会

楽しく安全な部活動、より効率的・効果的な部活動の実施のための研修会を開催します。

4 重点取組事項

I 超過勤務時間の削減

文部科学省からの「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、超過勤務の上限の目安として、月45時間を超えないよう指導しています。高砂市では

平日の超過勤務時間を、月45時間以内

を目標とします。

II 退勤時間の管理

各学校において、「定時退勤日」を設定し、実施率は100%です。高砂市では、各学校が設定している定時退勤日において、

遅くとも18：00には全職員が退勤すること

を目標とします。

III 年次休暇の計画的な取得

兵庫県教育委員会では、年次休暇取得推進要綱を策定し、年次休暇取得計画表等を活用し、計画的な年次休暇の取得を推奨しています。

高砂市では、年次休暇取得推進要綱にもあるように、

年10日以上の年次休暇を計画的に取得すること

を目標とします。